

広告

大相続時代を考える

大切な家族と財産を守るために



今年4月、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これにより、相続の場面では18歳以上なら親権者や特別代理人ではなく、自ら遺産分割協議に参加できるようになった。

暦年贈与は、18歳で特例税率が適用されるようになるため税負担が軽減。相続時精算課税制度や住宅取得等資金の贈与など贈与に関する制度についても、適用要件が18歳に引き下げられた。変化を踏まえて必要があれば生前対策を見直したい。

近年、事実婚が広がりを見せているが、法整備は追い付いていない。相続人になれるのは法律上の配偶者や子等なので、事実婚のパートナーはそのままでは相続人にならない。遺言書を用意しておくことが大切。

事実婚カップルに子どもが生まれた場合、子は母親の戸籍に入るが、父親が認知しなければ子は父親の相続人にならない。パートナーの連れ子とは養子縁組する方法がある。大切なパ

トナーや子どもが困らないように対策を講じておきたい。

所有者不明の土地が増えるのを防ぐため、2024年4月1日から相続登記が義務化される。持ち主が分からない土地が生まれ、主な原因は、相続登記や住所変更の不備にある。そこで、相続で不動産取得を知った日から3年以内の登記を義務化。それに加えて、住所などを変更した場合、2年以内の登記を義務付ける(2024年1月1日開始)。

相続登記しないまま新たな相続が発生すると、権利者が不明となり遺産分割が遅れる原因にもなる。名義変更していない不動産がないか確認し、確実に相続登記を済ませておきたい。

「相続土地国庫帰属法」は23年4月に施行予定だ。一定の要件を満たす土地を国庫に納められるようになる。審査手数料や10年分の管理負担金が必要になるが、売却や賃貸が難しい土地を手放す方法の一つとして検討してもいいだろう。

相続税と贈与税は一体化議論が本格化するとみられる。暦年贈与の年間110万円の非課税措置の見直しや生前贈与分の相

続への持ち戻し期間の延長といった変更が行われる可能性がある。今後の変化を視野に入れて、生前贈与の金額を増やしたり、孫にも分散して贈与したりするなど、税理士と相談しながら戦略的に対策を進める必要がある。

選定のポイントになる。相続と事業承継を併せて考えなければならぬ企業オーナーの場合、個人の税務だけでなく承継後の企業経営まで考えた選択を検討できる税理士法人に任せることが安心感がある。一定の要件を満たす場合に相続税・贈与税の納税を猶予する事業承継税制の特例については、特別承継計画の提出期限が1年延長され、2024年3月末までとされた。後継者の選定や育成などに活用したい。

相続内容や申告内容などに不安や疑問があれば、別の税理士の意見を求めるのもよい。納めた税額が過大だった場合、更正の請求により一部が還付されることもある。

一般的に税理士は企業の税務を専門としていることが多い。相続税や相続対策に精通している専門家を見つければ、相続の毎年の申告代理件数など具体的な実績を確認したい。相続経験者や金融機関、保険会社などに紹介を依頼したり、相続関連の相談会に参加したりするのも手だ。相続税額を左右する土地の評価に精通していることも

民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられ、相続に関わる各種制度の適用要件も変更された。不動産の相続登記の義務化など新たな動きも続く。相続税と贈与税の一体化議論が本格化するとの見方もあり、状況の変化を注視したい。円滑な相続・事業承継のためには入念な準備が必要だ。どのように財産を分けるかなど自身の希望をまとめて、経験豊富な税理士などに早めに相談することが求められる。

希望まとめて早めに相談

戦略的に対策検討

成人年齢引き下げに伴う贈与税・相続税の変更点

	受贈者や相続人等の年齢要件	
	2022年3月31日以前の贈与・相続等の場合	2022年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ●相続時精算課税 ●住宅取得等資金の非課税等 ●贈与税の特例税率 ●相続時精算課税適用者の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業承継税制 ●結婚・子育て資金の非課税 ●未成年者控除
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚・子育て資金の非課税 ●未成年者控除 	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚・子育て資金の非課税 ●未成年者控除

税理士選びが肝心

スムーズな相続・事業承継のためには税理士選びが鍵となる。不動産を活用した税金対策などは行き過ぎないことが大切だ。経験豊富な専門家に依頼した方が安心できる。

一般的に税理士は企業の税務を専門としていることが多い。相続税や相続対策に精通している専門家を見つければ、相続の毎年の申告代理件数など具体的な実績を確認したい。相続経験者や金融機関、保険会社などに紹介を依頼したり、相続関連の相談会に参加したりするのも手だ。相続税額を左右する土地の評価に精通していることも

ランドマーク税理士法人

税務調査は1%未満

ランドマーク税理士法人は資産家、特に地主の相続支援に豊富な知見を有している。それは同社代表の清田幸弘氏が農家出身で、自ら農業経営や地主の相続支援に力を入れてきたからだ。多くの土地を持つ農家の場合、相続税を支払うために土地を手放すことになりかねない。「誰かが農家を守らなくては」という強い思いがあったという。

現在は地主に限らず個人・法人の申告業務を手掛けており、東京、神奈川、埼玉に計14事務所を展開。ほとんどの事務所が最寄り駅から徒歩5分圏内にあり足を運びやすい。

相続案件が急増していることから、同社はすべての事務所に相続の相談窓口「丸の内相続プラザ」を併設した。経験豊富な専門家が無料で個別相談に応じる(完全予約制)。平



ランドマーク税理士法人 代表税理士 立教大学大学院 客員教授 清田 幸弘氏 (東京税理士会所属)

無料の個別相談に注力

日だけでなく、土日祝日を含む午前9時～午後6時で受け付けており相談しやすい。

同社の相続税申告実績は全国でもトップクラスだ。税理士1人当たりの相続税の年間申告件数が平均1.5件とされる中、同社は年間868件の申告実績がある。開業以来の申告件数は累計6000件を超えている。

同社では1件の申告に対して担当者×税理士×国税OBの3名体制で臨み、徹底した調査とチェックで適正な申告を実施。すべてのケースで申告書類の信頼性を高める書面添付制度を活用し、税務調査1%未満を達成している。

相談に際してはオンライン同席システムを活用。弁護士や司法書士といった専門家ともスムーズに連携でき、あらゆる相談にワンストップで対応できる。

より高品質なサービスを提供するため、社員教育にも力を入れている。社員の大学院進学をサポートするなど税理士資格の取得を後押しし、申告業務の品質向上につなげたいとしている。



2022年5月12日発売「相続専門の税理士、父の相続を担当する」ランドマーク税理士法人 代表税理士 清田幸弘著

税理士法人高野総合会計事務所

3部門連携で最善策提案

高野総合会計事務所は、相続・事業承継の専門家集団だ。創業47年の実績とノウハウには信頼感がある。

100人超の同社スタッフの専門家比率は高い。税理士32人のほか、公認会計士15人、中小企業診断士4人などが在籍。男女比はほぼ均等で年齢層も幅広く、依頼人の希望に応じて相談しやすいチームを編成している。

同社は企業の税務を担う法人税務業務、M&A(合併・買収)や事業再生などを手掛けるファイナンシャルアドバイザー(FAS)業務、企業オーナーや資産家などのニーズに応える個人資産業務という3つの部門が専



相続・事業承継の専門家集団

門性の高い業務サービスを提供している。これら3部門の担当者が案件ごとにチームを組み、1つの事務所内で個人・法人の幅広い課題にワンストップで対応する。

例えばオーナー企業の相続対策には事業承継のための株価対策、納税対策などを視野に入れた検討が必要になる。個人の相続が事業承継や組織再編に結び付くことも多い。専門的な3部門の三位一体の連携により、相続・事業承継から承継後の企業経営まで総合的・継続的にサポートする。

幹部クラスの国税OBなどによる顧問団を形成しているのも特徴だ。高度な判断が求められる案件でも適正な申告を可能にする。

こうした強みと長年の経験に基づくノウハウを生かし、同社は毎年500件を超える相続の申告を担当。必要に応じて弁護士など外部の専門家とも連携し、相続人間の争いにも親身になって対処している。将来の相続発生に備えた納税対策や遺言内容などの相談にも重点を置いている。

事業承継分野では、事業の承継から売却サポートまで毎年100件超の支援実績を誇り、事業承継税制への対応にも定評がある。親族内に後継者がいない場合も、M&AやMBO(経営陣が参加する買収)など、あらゆる選択肢から総合的な視点で最善策を提案する。

TEL: 0120-48-7271
https://www.zeirisi.co.jp/



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

東京本部(代表) TEL: 03-4574-6688
https://www.takanosogo.com

